# 審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　健康福祉部 健康福祉政策課

| 法令名 | 調理師法 | 法令番号 | 昭和３３年　法律第１４７号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 調理師免許の申請 | 根拠条項 | 第３条 |

**審査基準**

調理師免許申請に必要な書類

(1)　申請書
(2)　戸籍抄本、戸籍謄本もしくは住民票の写し（本籍地記載のもの）・・・６か月以内のもの
(3)　卒業証明書*１
(4)　履修証明書*２
(5)　証紙・・・５，６００円

＊試験合格者は、上記書類４、５は不要だが、合格証書を添付

＊１　卒業証書の写しでも可（その場合、原本持参し、照合を受ける）
＊２　昭和５５年３月卒業者から必要

調理師法
（調理師の免許）
第３条　調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。
(1)　学校教育法第 57 条に規定する者で、厚生労働省の指定する調理師養成施設において、１年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たる必要な知識及び技能を修得したもの
(2)　学校教育法第 57 条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて２年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

| 受付機関 | 保健福祉事務所 | 処理機関 | 健康福祉政策課 | 交付機関 | 保健福祉事務所 | 標準処理期間　２０日<br>標準経由期間　１０日 | 目次No. | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|